



毎月 1 回 1 日 発行
 発行 社団法人 全国防災協会

〒103-0011 東京都中央区日本橋大伝馬町 3-11
 (パインランドビル 5F)

電話 03 (6661) 9730 FAX 03 (6661) 9733

発行責任者 加藤浩己 印刷所 (株)白 橋



11月2日奄美大島南部集中豪雨による被災状況 奄美大島瀬戸内町 一般県道 蘇川古仁屋線 (写真提供：鹿児島県)

目 次

災害復旧事業によせて
 平成16年災 刈谷田川災害復旧助成事業について
新潟県見附市 市長 久住 時男... 2

平成23年度水防功労者国土交通大臣表彰
国土交通省水管理・国土保全局防災課... 7

「津波防災地域づくりに関する法律案」及び「津波防災地域づくりに
 関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」について
国土交通省水管理・国土保全局... 9

平成24年度災害復旧関係予算概算要求の概要等
国土交通省水管理・国土保全局防災課...12

災害復旧の迅速化に向けた災害査定の簡素化について
国土交通省水管理・国土保全局防災課...19

各県コーナー 「東京都」.....21

防災課だより 人事異動.....26

会員だより 「一般県道石垣浅田線 災害復旧工事における工法変更について」
沖縄県 笹原 謙徳...27

協会だより.....32

災害復旧事業によせて

平成16年災 刈谷田川災害復旧助成事業について ～安心・安全なまちを目指して～



新潟県見附市
市長

久住 時 男

1. はじめに

本年3月11日に発生した「東北地方太平洋沖地震」において震災の犠牲となられた方々に対し、謹んで哀悼の意を表すとともに、被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。

また、平成16年水害の記憶も新しいなか、「平成23年7月新潟・福島豪雨」が7月27日～30日に襲来し、見附市内でも多くの被害が発生しました。しかしながら、当事業により刈谷田川では洪水被

害が無かったことは災害復旧助成事業によることが大きく、事業主体の新潟県、国、工事関係者や地元の皆様に心より感謝申し上げます。

見附市は、新潟県のほぼ中央に位置し、東京都心から約300km、新潟市中心部から約50kmのところにあり、北陸自動車道中之島見附ICや国道8号及び上越新幹線といった高速交通体系に容易にアクセスできる恵まれた環境にあります。

市の大きさは、周囲約70km、東西に11.5km、南北に14.7km、標高は海拔最高300m、最低10mとなっています。

市の東側の約半分が丘陵地帯、残り西側が平野部を構成し、守門岳に源を発する信濃川水系の刈谷田川が、東の丘陵地帯から西の平野部を横切った後、北上しています。

市の人口は42,436人（平成23年10月1日現在）で、肥沃な土地を生かした農業と繊維産業を基幹産業として発展してきました。

繊維の歴史は古く1800年頃から始まり、幕末には見附結城が全国的にも知られるようになり、以後、染色、織物、ニットなどの総合繊維産地として発展してきましたが、近年はプラスチック製品製造業、金属製品製造業を初めとする様々な企業が進出し、繊維産業に依存する産業構造から複合的な構造に遷移しています。

また、安定した経済基盤の構築と、多様な業種の共存によるバランスの取れた産業構造を目指して、見附テクノ・ガーデンシティ（中部産業団地）への企業誘致を積極的に進めており、若者が定着できる産業都市としての地歩を固めつつあります。



見附市位置図

2. 見附市を襲った「平成16年新潟福島豪雨」

日本海から新潟県を含む北陸地方にかけて停滞した梅雨前線に、暖かく湿った空気が流れ込み、前線が活発化し、激しい雨が新潟県中越地方を中心に降り、栃尾市が7月13日の日雨量は421mm（气象台：栃尾観測所）に達する記録的な豪雨となりました。

この豪雨により、刈谷田川では各地で堤防破堤等による洪水氾濫が発生し、見附市内では豪雨により人家の床上、床下浸水が2,036棟を数え、被災者が7,110名、消防、自衛隊、警察に救助された方が956人、住宅、公共施設、産業被害の推計が約184億円に達するなど、市民の安全や財産に

甚大な被害を及ぼしました。



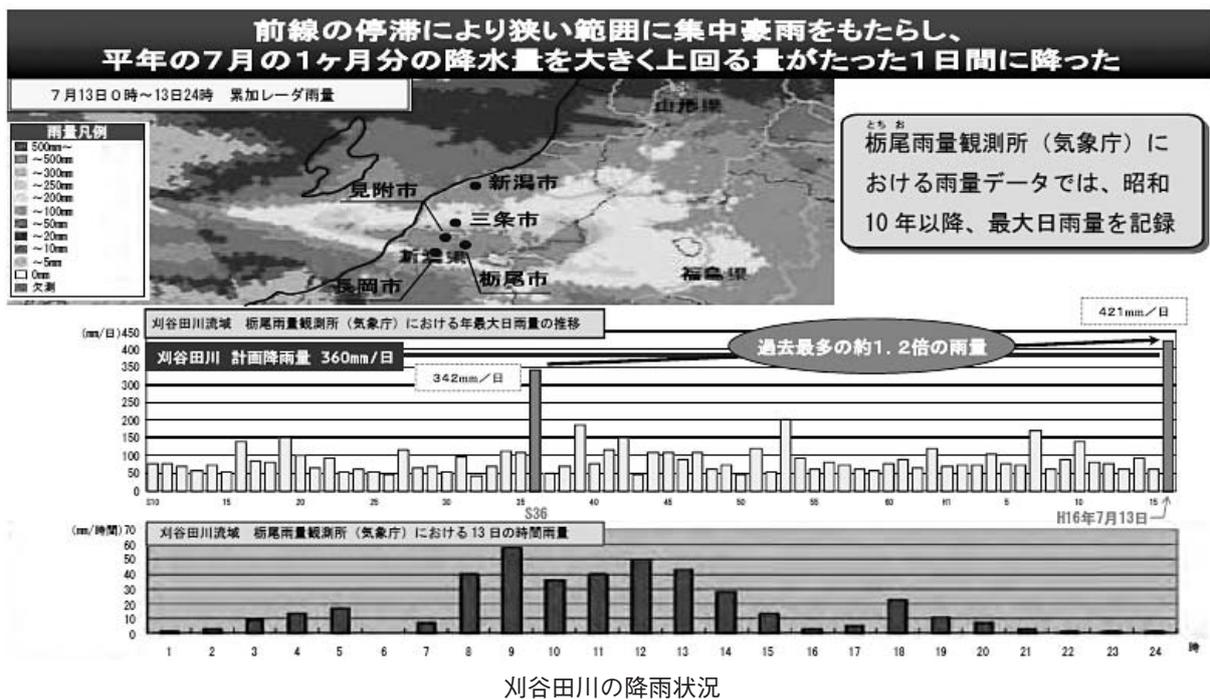
市街地の浸水状況



刈谷田川破堤状況



市街地の救出状況



3. 刈谷田川災害復旧助成事業の実施

「平成16年新潟福島豪雨」のような洪水による被害を防止するためには、刈谷田川上流部の栃尾市(現長岡市)から本川である信濃川合流点まで、刈谷田川支川の稚児清水川を含めて一体的に整備することが必要であり、新潟県では「平成16年新潟福島豪雨」と同規模の洪水に対し、再び洪水被害が生じないように、下流部の信濃川管理者である国とも連携し整備を行うこととなりました。

事業方針

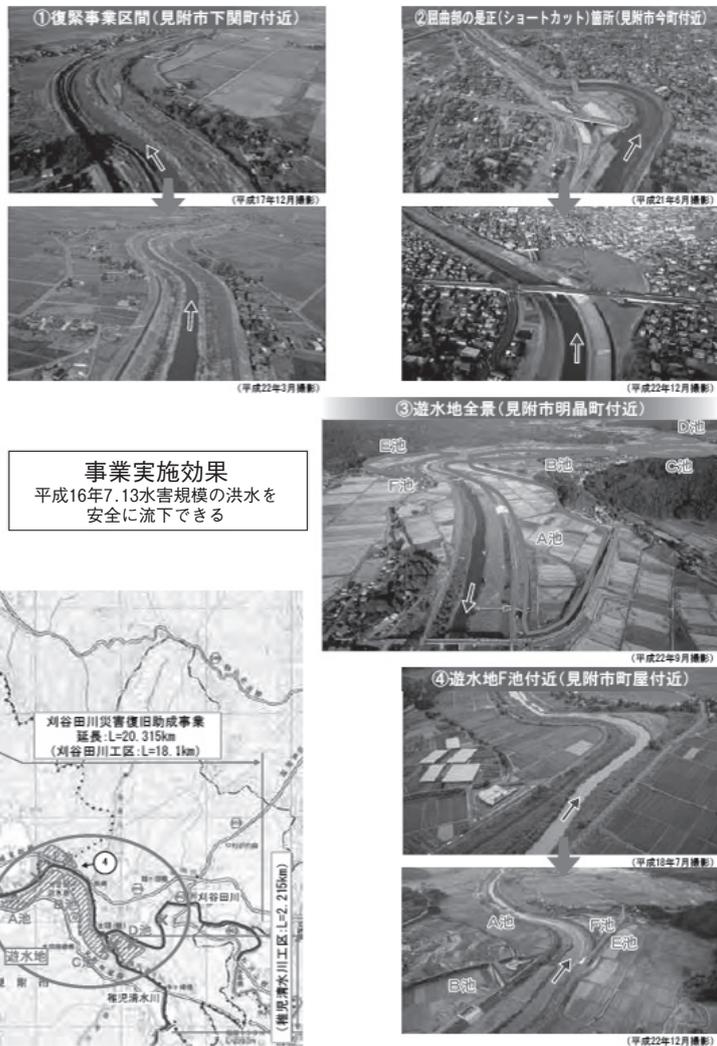
- ・高水敷掘削による河道内整備により計画高水流量を計画高水位以下で安全に流下させます。
- ・中之島町(現長岡市)破堤箇所(河道屈曲部)は流路を是正し、洪水を安全に流下させます。
- ・刈谷田川流域で最大の市街地である見附市上流域に遊水地を設置し、河道への負担を低減させ、下流地域の安全を守ります。

刈谷田川災害復旧助成事業

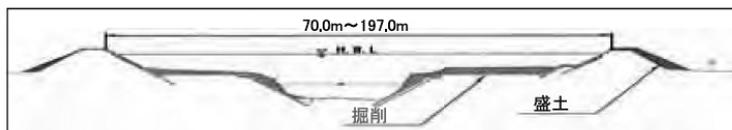
- ・位置図
- ・整備状況写真



整備前・整備後 写真



事業実施効果
平成16年7.13水害規模の洪水を安全に流下できる



改修標準横断面図

計画概要

事業区間：栃尾市（現長岡市）鴉ヶ島～見附市下関町

事業概要：改修延長 L = 約20km
 築堤 V = 約42万m³
 護岸 A = 約54万m²
 河道掘削 V = 約160万m³
 遊水地 N = 6箇所（面積 約91ha
 貯水容量 約235万m³）
 橋梁架替 N = 4橋
 用地取得 A = 約23.2ha

刈谷田川災害復旧助成事業にあわせて、助成事業の下流部から信濃川合流部については、「河川災害復旧等関連緊急事業」、国管理である信濃川については「信濃川（下流）河川災害復旧等関連緊急事業」により、一体的な整備を行い、刈谷田川に関する事業については平成23年10月26日に無事、竣工式がとり行われました。

また、冒頭にも述べましたが、平成16年の豪雨の再来である「平成23年7月新潟・福島豪雨」が7月27日～30日に発生し、見附市内だけでなく新潟県内でも多くの被害が発生しましたが、当事業により刈谷田川では洪水被害が無かったことは、当事業の効果が発揮されたものと思われます。

特に河川改修のほか、上流部に地役権方式を活用した、総面積約91ha、地権者355名の協力を得



H23. 7 新潟福島豪雨 遊水地洪水流入状況

て本年、遊水地が設置されました。

「平成23年7月新潟・福島豪雨」に対しても、この遊水地が機能し洪水被害を防ぎ、その有効性が実証されました。

4. 見附市における防災対策の取り組みについて

見附市では、「平成16年新潟福島豪雨」、「新潟県中越大震災」を教訓に、下記の通り防災対策に取り組んできており、「平成23年7月新潟・福島豪雨」でも迅速な対応ができました。

(1) 情報収集・伝達方法の強化

- ① 民間気象会社によるピンポイント予報
- ② 気象情報・ダム情報・河川水位情報の収集と分析
- ③ 緊急情報メール(全市民の1/4以上が登録)による避難情報等の配信
- ④ 嘱託員・福祉施設・学校・企業、等へ防災FAXを配備
- ⑤ サイレンによる避難情報の伝達

(2) 市民『共助』による防災対策

- ① 自主防災組織の育成、防災ファミリーサポート制度の確立
- ② 全市民を対象に、水害を想定した防災訓練を、毎年実施（全市民の約1/4にあたる1万人以上が参加）
- ③ 見附市豪雨災害対応ガイドブックを全世帯に配布

(3) 各種内水対策の実施

- ① 雨水貯留管による市街地浸水の軽減
- ② 市内1,200haの水田を『田んぼダム』として、約240万m³（計画）を貯水
- ③ 消雪用井戸への雨水注入の実証実験

なお、刈谷田川ダムにおいて洪水期、水力発電用水量を振り替え、治水容量20%アップしました。



5. おわりに

被災直後より、全国各地から寄せられた温かいご支援、ご援助に対して深く感謝申し上げます。

また災害救助にあたって頂いた自衛隊、消防の皆様、災害復旧に協力いただいたボランティアの皆様、そして被災から助成事業完了までの早期復旧のため迅速な対応により事業が無事に完了したこと、国、県や地元関係者や実際に工事をされた皆様に改めて感謝申し上げます。

見附市では、災害による被害を最小限にするべく、今後も防災対策の強化に努めてまいります。

また見附市では、スマートウエルネスシティによるまちづくりをすすめており、国土交通省の【かわまちづくり支援制度】を活用し、刈谷田川堤防を利用したサイクリングロードの設置などにより、「市民の【健幸】づくり」に刈谷田川を活用していきたいと考えております。

平成23年度水防功労者国土交通大臣表彰

国土交通省水管理・国土保全局防災課

平成23年度水防功労者国土交通大臣表彰式が、11月25日に挙行され、水防活動で著しい功績のあった4団体及び永年にわたり水防活動に従事し顕著な功労のあった14名の方々が、表彰されました。

我が国は、自然的・社会的環境から洪水等による災害を受けやすく、毎年のように豪雨や台風による洪水が全国各地で発生しております。

今年も台風や梅雨前線の影響による大雨の被害が発生しており、尊い人命と多くの財産が失われております。

このような状況の下、受賞された方々は、降り続く豪雨、河川の増水という極めて危険な状況の下、住民の安全を守るという確固たる信念を持ち、昼夜を分かたず団員一丸となって水防活動等に尽力されるなど、地域の被害の軽減のために多大なる貢献をされました。また、平素は長年の豊富な経験と情熱を持って、水防技術の向上に努められるなど、水防体制の強化・拡充に多大な功績を挙げられました。

国土交通省といたしましては、持続可能な国づくりを目指し、安全で安心できる地域社会を実現するため、命第一の治水施設の整備を強力に推進しておりますが、それと並び、水防関係者による積極的な水防活動が災害から国民の生命と財産を守り、被害の防止、軽減を図る上で極めて重要な役割を担っております。

このような意味においても今回受賞された方々の水防活動は、水防精神に徹したものとして、その功績は誠に顕著であり、他の模範となるものです。

なお、水防団員として永年勤続され、退職された方々（全国で308名）に対する国土交通大臣表彰も各府県より伝達される予定です。

受賞者は次のとおりです。

1. 水防功労者国土交通大臣表彰受賞者（敬称略）

(1) 団 体

- ・三条市消防団（新潟県）
- ・魚沼市消防団（新潟県）
- ・十日町市消防団（新潟県）
- ・熊野市消防団（三重県）

(2) 個 人

- ・近 藤 勉（岐阜県）
[岐阜市長良水防団・団長]
- ・三ツ井 一 俊（岐阜県）
[岐阜市三里水防団・団長]
- ・神 山 敏 夫（岐阜県）
[岐阜市長良西水防団・団長]
- ・天 野 周 三（岐阜県）
[海津市高須輪中水防団・団長]
- ・福 島 繁 夫（岐阜県）
[岐阜市七郷水防団・団長]
- ・森 岡 芳 美（岐阜県）
[岐阜市合渡水防団・団長]
- ・戸 川 周 一（静岡県）
[前 静岡市水防団藁科川分団・分団長]
- ・川 井 勝 平（大阪府）
[大和川右岸水防事務組合・分団長]
- ・北 村 泰 規（大阪府）
[淀川右岸水防事務組合・本部付部長]
- ・塚 村 洋 昭（大阪府）
[淀川左岸水防事務組合・副団長]
- ・中 野 孝 義（大阪府）
[淀川左岸水防事務組合・分団長]
- ・中 畑 稔（大阪府）
[淀川右岸水防事務組合・副団長]
- ・松 山 一 雄（大阪府）
[大和川右岸水防事務組合・分団長]
- ・丸 居 秀 次（大阪府）
[淀川左岸水防事務組合・分団長]

2. 退職水防団員等表彰受賞者府県別内訳

府 県 名	受 賞 者 数
埼 玉 県	4
神 奈 川 県	1
長 野 県	1
岐 阜 県	55
静 岡 県	83
愛 知 県	5
京 都 府	10
大 阪 府	149
合 計	308



奥田国土交通副大臣 挨拶



受賞者代表 謝辞



表彰状 授与



記念撮影

「津波防災地域づくりに関する法律案」及び「津波 防災地域づくりに関する法律の施行に伴う関係法 律の整備等に関する法律案」について

国土交通省水管理・国土保全局

標記法律案について本日閣議決定されましたので、お知らせいたします。

1. 背 景

東北地方太平洋沖地震の津波による甚大な被害を踏まえ、将来を見据えた津波災害に強い地域づくりを被災地はもちろん全国で推進する必要がある。

国土交通省においては、本年7月6日の社会資本整備審議会・交通政策審議会計画部会による緊急提言や政府の東日本大震災からの復興の基本方針等を踏まえ、「なんとしても人命を守る」という考え方により、ハード・ソフト施策を総動員し、多重防御による津波防災地域づくりを推進するための制度を検討してきた。

2. 概 要

(1) 津波防災地域づくりに関する法律案

- ① 国土交通大臣は、津波防災地域づくりに関する基本指針を策定することとする。
- ② 都道府県知事は、基本指針に基づき、津波浸水想定を設定することとする。
- ③ 市町村は、津波防災地域づくりを総合的に推進するための推進計画を作成することができることとし、土地区画整理事業に関する特例、津

波からの避難に資する建築物の容積率規制の特例等について措置することとする。

- ④ 一団地の津波防災拠点市街地形成施設に関する都市計画について定めることとする。
- ⑤ 都道府県知事又は市町村長は、津波による人的災害を防止し、又は軽減するための盛土構造物、閘門等の津波防護施設の管理を行うこととする。
- ⑥ 都道府県知事は、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、津波災害警戒区域として指定することができることとするとともに、津波災害警戒区域のうち、国民の生命及び身体の保護のため一定の開発行為及び建築を制限すべき土地の区域を、津波災害特別警戒区域として指定することができることとする。

(2) 津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴い、水防法等関係法律の整備等を行う。

3. 閣議決定日

閣 議：平成23年10月28日(金)

●津波防災地域づくりに関する法律案

<予算関連法律案>

津波による災害の防止等の効果が高く、将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域の整備等を総合的に推進することにより、津波による災害から国民の生命、身体及び財産の保護を図るため、市町村による推進計画の作成、推進計画の区域における所要の措置、津波災害警戒区域における警戒避難体制の整備並びに津波災害特別警戒区域における一定の開発行為及び建築物の建築等の制限に関する措置等について定める。

施策の背景

東日本大震災により甚大な被害を受けた地域の復興にあたっては、将来を見据えた津波災害に強い地域づくりを推進する必要がある。また、将来起こりうる津波災害の防止・軽減のため、全国で活用可能な一般的な制度を創設する必要がある。

このため、ハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重防御」による「津波防災地域づくり」を推進する

概要

基本指針（国土交通大臣）

津波浸水想定の設定

都道府県知事は、基本指針に基づき、津波浸水想定（津波により浸水するおそれがある土地の区域及び浸水した場合に想定される水深）を設定し、公表する。

推進計画の作成

市町村は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を作成することができる。

特例措置

（推進計画区域内における特例）

津波防災住宅等建設区の創設

津波避難建築物の容積率規制の緩和

都道府県による
集団移転促進事業計画の作成

一団地の津波防災拠点市街地形成施設に関する都市計画

津波防護施設の管理等

都道府県知事又は市町村長は、盛土構造物、閘門等の津波防護施設の新設、改良その他の管理を行う。

津波災害警戒区域及び津波災害特別警戒区域の指定

- ・都道府県知事は、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、津波災害警戒区域として指定することができる。
- ・都道府県知事は、警戒区域のうち、津波災害から住民の生命及び身体を保護するために一定の開発行為及び建築を制限すべき土地の区域を、津波災害特別警戒区域として指定することができる。

●津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴い、関係法律の整備等を行う。

概要**関係法律の規定の整備**

- 津波防災地域づくりに関する法律において津波防護施設を位置づけることに伴い、関係規定を整備する。
- 津波防災地域づくりに関する法律において津波災害警戒区域及び津波災害特別警戒区域に係る規定を設けることに伴い、関係規定を整備する。
- その他所要の規定の整備。

水防法、建築基準法、土地収用法、都市計画法等の改正

法の施行に伴う津波災害対策等の強化のためのその他の措置

- 水防法の目的等の規定において「津波」を明確化する。
- 水防計画について、津波の発生時の水防活動等危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならないこととする。
- 国土交通大臣は、著しく激甚な水災が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、洪水、津波又は高潮により浸入した水の排除等の特定緊急水防活動を行うことができることとする。
- その他所要の規定の整備。

水防法等の改正

平成24年度災害復旧関係予算概算要求の概要等

国土交通省水管理・国土保全局防災課

平成24年度予算の概算要求については、「平成24年度予算の概算要求組替基準について」（平成23年9月30日閣議決定）により以下のとおり行うこととされている。

我が国は、東日本大震災及び世界的な金融経済危機という二つの危機に直面している。「危機」によりもたらされた資源・エネルギーを始めとする数多くの制約を克服し、我が国を持続的な経済成長軌道に乗せるため、経済成長に向けた新たな成長戦略を策定し、平成24年度予算等も活用し、その実現を図る必要がある。

「震災」、「世界的な金融経済危機」、そして「財政」といった現下の諸課題の解決に向けた取組を両立させるため、復旧・復興対策について財源を確保し、多年度で収入と支出を完結させる枠組みを定めることを通じ別途管理での対応を可能とする、平成24年度から平成26年度を対象とした「中期財政フレーム」（8月12日閣議決定）が先般策定されたところである。

こうした中、昨年度同様、「中期財政フレーム」を前提に、ムダづかいの根絶や不要不急な事務事業の徹底的な見直しを通じ歳出全般にわたる改革に全力を挙げ、それにより確保された財源を用いて必要性や効果のより高い政策に重点配分するといった、省庁を超えた大胆な予算の組替えを行うことを基本としている。

上記の基本的考え方を踏まえつつ、重点的・戦略的な予算編成を行っていくため、予算を重点配分する分野のあり方など、平成24年度予算の概算要求等に関わる重要な事項について、以下の「組替え基準」を定めている。

1. 基本的考え方

当面の財政運営に当たっては、「中期財政フレーム」を遵守しつつ、我が国の最優先課題である東日

本大震災からの復旧・復興及び原子力災害の速やかな収束並びに震災と世界的な金融経済危機に直面している我が国経済社会の再生に全力を尽くすことが肝要である。

I. 平成23年度第3次補正予算等との一体的・連続的な編成

東日本大震災からの復旧・復興対策については、平成23年度第1次及び第2次補正予算等を着実に執行するとともに、今後予定される平成23年度第3次補正予算等と平成24年度予算を一体的・連続的に編成する。

平成24年度予算における東日本大震災からの復旧・復興対策に係る経費については、別途管理とし、所要の金額を要求することとする。

II. 我が国経済社会の再生に向けた取組（「日本再生重点化措置」）

我が国経済社会の再生に向けた取組として、歳出改革により捻出された財源を用いて、再生に向けてより効果の高い施策に予算を重点配分する取組（「日本再生重点化措置」）を実施する。

2. 予算のメリハリ付けに向けた予算編成プロセス

I. 予算編成の新たなプロセスの創設

「日本再生重点化措置」による予算配分の重点化や予算編成過程での重要課題の検討のため、予算編成に関する政府・与党会議を設置し、政府・与党一体となって、平成24年度予算編成に取り組む。

II. ムダづかい根絶や総予算の組替え

政権交代以降、政権が取り組んできたムダづかい根絶や特別会計等を含めた総予算の組替えに対する取組は未だ道半ばであり、平成24年度予算編成においても、引き続き、行政刷新の継続・強化を通じた歳出全般にわたる見直しが必要不可欠である。

《国土交通省関係予算要求の基本方針とポイント》

- 東日本大震災からの復興、全国的な防災対策の強化を推進しつつ、省内の既存予算の組替えに積極的に取り組み、持続可能な社会づくり、安全・安心の確保、成長戦略の推進等に特に重点を置いて、メリハリのある要求・要望を行う。
- この際、要求及び日本再生重点化措置に対する要望を最大限に行うとともに、復旧・復興対策に係る経費については、平成23年度第三次補正予算における予算措置の状況等を踏まえ、復旧・復興事業の着実な進捗を図るために必要な額の要求を行う。

(公共事業予算の確保)

- 公共事業予算は、平成22年度及び23年度の2年間で、21年度と比較して2.1兆円、約3割が削減されている。被災地の復旧・復興を進めることはもちろん、被災地以外の地域についても、全国的な防災対策の強化に加え、低炭素・循環型社会の構築や地域社会の維持、日本経済の再生や地域の活性化につながる効果的な事業を進めるためにも、これ以上の削減は困難であり、公共事業予算の要求及び日本再生重点化措置に対する要望を最大限に行い、対前年度比1.05の要求・要望を行う。

(東日本大震災からの復興等の推進)

- 未曾有の大災害となった東日本大震災からの復興を図るため、被災者の生活の安定と次なる災害の防止、地域経済の活性化を一体として進める。この際、「低炭素・循環型社会の構築」の考え方も踏まえつつ、まちづくり、インフラ整備、公共交通整備など幅広い政策手段を縦横に活用して、国土交通省の総力をあげて取り組む。

(国民生活の安全・安心の確保)

- 今後発生すると想定されている首都直下地震、東海・東南海・南海地震、甚大な被害をもたらした台風12号のような台風・豪雨等による大被害の発生を防止するため、ハード・ソフト両面の対策を組み合わせ、災害への対応力の高い強靱な国土基盤を構築するなど国民生活の安全・安心の確保に取り組む。

(持続可能な低炭素・循環型社会の構築)

- 省エネルギー対策の推進等が喫緊の課題となる中、インフラ・住宅・都市・交通分野等におけるゼロエミッションの取組等を推進し、持続可能な低炭素・循環型社会の構築を図る。

(成長戦略の推進)

- 「民間の知恵と資金」を最大限に活用しつつ、高成長を続けるアジア諸国の成長を積極的に取り込むことにより、激化するグローバル経済競争を勝ち抜き、我が国経済の成長を実現できるよう、その牽引役となりうる海洋、観光、航空、国際展開・官民連携、住宅・都市等の分野において、世界に伍していける水準を目指した成長戦略を強力に推進し、我が国の国際競争力を強化する。

(地域活性化のための基盤整備等)

- 人口減少・少子高齢化の進展や地域経済の低迷という状況の中で、地域における社会・経済の活性化を実現するため、その基盤となる社会資本や公共交通の整備等を推進する。

(国土交通省の新たな組織の下での総合力の発揮)

- 平成23年度に大きく見直された国土交通省の新たな組織体制の下で、PPPの積極的推進など民間の資金・能力の最大限の活用、他の府省・地方公共団体・外国政府等との幅広い連携の強化等により、総合的な政策を推進し、より高い成果を実現する。

《平成24年度予算概算要求の概要》

1. 予算の重点化

東日本大震災の発生を踏まえ、被災地の復興等を強力に推進するとともに、全国における災害に強い社会基盤整備をはじめとする国民生活の安全・安心の確保に向けた取組を緊急に進めていく。また、持続可能な低炭素・循環型社会の構築、成長戦略の推進、地域活性化等のための基盤整備といった分野に重点を置いて、「選択と集中」を徹底し、メリハリのある要求を行う。

各事業・施策分野においては、その目的・成果に踏み込んできめ細かく重点化し、限られた予算で最大限の効果の発現を図る。

【事項】

I. 東日本大震災からの復興等の推進

- 復興に向けたまちづくり
- 被災地における耐震化・津波対策等の推進
- 安全・安心な住宅の供給
- 復興道路・復興支援道路の緊急整備
- 被災した鉄道など公共交通の復興の支援
- 被災地の観光振興

II. 国民生活の安全・安心の確保

- (1) 災害に強い社会基盤整備
- 公共施設の耐震化・津波対策等の推進
 - 予防的な治水対策の強化、河川管理施設の戦略的な維持管理・更新の推進
 - 激甚な水害・土砂災害が生じた地域等における災害対策
 - 住宅・建築物の安全確保
 - 街区の防災性・事業継続性の向上
 - 地籍整備による土地境界の明確化の推進

- (2) 災害への対応力の強化
- 台風・集中豪雨、地震・火山等に対する防災情報の強化
 - 海上保安庁の執行体制の強化

(3) 生活基盤の安全・安心

- 住宅セーフティネットの充実

III. 持続可能な低炭素・循環型社会の構築

- 住宅・建築物等の省CO₂対策・省エネ対策の推進、既存住宅ストックの有効活用による省資源化
- 環境対応車の普及等を通じた低炭素交通の実現
- 低炭素・循環型のインフラ整備と地域づくりの推進
- スマート・シティの形成
- 海上交通の環境対策・省エネの推進

IV. 成長戦略の推進

- 国際コンテナ・バルク戦略港湾等の整備
- 海洋権益確保のための海洋調査等の推進と遠隔離島の活動拠点整備
- 観光立国の推進
- 首都圏空港の強化
- 官民連携による海外プロジェクト、建設業の海外展開の推進
- 官民連携による成長戦略・震災復興の推進
- 都市の国際競争力の強化
- 大都市圏環状道路の整備

V. 地域活性化のための基盤整備等

- 地域公共交通の確保・維持・改善
- 全国ミッシングリンクの整備
- 整備新幹線の着実な整備
- 都市鉄道ネットワークの改善
- 離島等の地域の元気回復
- 社会資本整備総合交付金の効果的な活用

2. 行政事業レビューの反映

行政事業レビューの成果を、平成24年度の事業に

着実に反映させる。

(なお、東日本大震災の発生を踏まえ、行政刷新会議の方針に基づき、公開プロセス等については実施しないこととした。)

○行政事業レビューの評価結果の概要

(平成22年度分)

	事業数	構成比
廃止	129	25.6%
抜本的改善	52	10.3%
一部改善	261	51.9%
現状維持	61	12.1%

○行政事業レビューによる平成24年度予算概算要求への反映額約136億円(反映額を特定できるもの)

※高速道路の無料化に関する社会実験経費の廃止(一時凍結)に伴う1,200億円は含まれない。

※平成22年度事業のレビュー結果を平成24年度予算概算要求に反映した額であり、これ以外に、平成23年度予算において措置済みのものもある。

3. 地域主権の確立に向けた取組

補助金の一括交付金化や、国の出先機関改革に伴い必要な国による財政措置の在り方等について、今後必要な検討を行い、適切に対応していくこととする。

I. 補助金の一括交付金化に向けた取組

国土交通省では、平成22年度予算で従来の個別補助金を原則一本化し、地方の自由度を高めた社会資本整備総合交付金を創設した。平成23年度には、同交付金の都道府県分のうち、年度間、地域間の変動、偏在が小さい事業等について、投資補助金を一括交付金化した地域自主戦略交付金に移行し、社会資本整備総合交付金を政策目的達成のため計画的に実施すべき事業等に重点化するとともに、地方の自由度・使い勝手を更に向上させた。

今後とも、地方の社会資本整備については、社会資本整備総合交付金と地域自主戦略交付金の適切な役割分担の下で円滑な実施を図るものとする。また、地域自主戦略交付金については、政府内における今後の議論等を踏まえ、市町村における社会資本整備の状況等も勘案しつつ、予算編成過程で検討を行う。

II. 国の出先機関改革に伴い必要な国による財政措置の在り方

○「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」(平成22年12月28日閣議決定)抄

5 財源・人員の取扱いについては、事務・権限の地方自治体への移譲を円滑に実施するため、以下のとおり、進める。

(1) 財源の取扱い

事務・権限の地方自治体への移譲及び国から地方自治体への人員の移管等に際しては、改革の理念に沿って、それに伴う財源を確保することとし、必要な措置を講ずる。

Ⅲ. 直轄事業負担金の廃止

平成23年度から維持管理に係る直轄事業負担金は全廃された。直轄事業負担金の問題は、国と地方の役割分担の在り方や今後の社会資本整備の在り方等、地域主権の実現に関する様々な課題と密接に関連するため、これとの整合性を確保しながら、関連する諸制度の取扱いを含めて検討を行い、現行の直轄事業負担金制度の廃止とその後の在り方について結論を得る。

このため、総務省、財務省、農林水産省及び国土交通省の4省の大臣政務官による「直轄事業負担金制度等に関するワーキングチーム」において、必要に応じ地方の意見を聞きながら、検討を進める。

《概算要求の規模》

○一般会計予算

公共事業関係費 4兆4,837億円(対前年度1.05倍)
 非公共事業 < 対前年度1.06倍 >
 ・裁量の経費 2,731億円(対前年度0.73倍)
 ・義務的経費等 3,493億円(対前年度1.01倍)
 < 対前年度1.05倍 >

合 計 5兆1,061億円(対前年度1.02倍)
 (うち、「日本再生重点化措置」6,577億円)

※上段 < > 書きは、高速道路の無料化にかかる額を除いた場合の計数である。

東日本大震災からの復旧・復興対策に係る経費
 1兆1,098億円

○財政投融资 3兆2,769億円(対前年度1.42倍)

財投機関債発行予定額
 3兆 629億円(対前年度0.87倍)

河川局関係予算の概要

1. 予算の基本方針

・ 東日本大震災対応として、早急に二次災害防止対策を終え、それに続く本復旧の速やかな実施や復興に資する整備の着実な実施に必要な予算を確

保するとともに、今後発生すると想定されている東海、東南海・南海地震等の大規模地震等への備えを全国で集中的に実施。

・ 災害の起こりやすさや災害が発生した際に想定される被害の程度を考慮して、予防的な治水対策を重点的かつ集中的に実施するための予算を確保。また、近年、甚大な災害が発生した地域等における再度災害防止対策については適切に実施。

2. 「日本再生重点化措置」要望

経済発展の支障となる水害・土砂災害等に対する不安を解消し、安心・安全社会の実現を図る。

Ⅰ. 激甚な水害・土砂災害が生じた地域等における災害対策 【国費：約649億円】

激甚な水害・土砂災害や、床上浸水が頻発するなど繰り返しの水害の発生により、国民の生活に大きな支障が生じている地域において、被害の防止・軽減を図るため、集中的に事業を実施するとともに、より迅速な危機管理対応が的確に図れるよう、監視体制を強化する。

Ⅱ. 洪水被害を助長するおそれのある著しく劣化した河川管理施設等の緊急的な更新・補修 【国費：約216億円】

増大している老朽化した河川管理施設のうち、著しい劣化等により、機能に重大な支障が生じ、洪水被害を助長するおそれがあるなど、故障した場合に影響が大きいもの等について、優先的かつ計画的に更新・補修を行うなどの戦略的な維持管理・更新を推進する。

Ⅲ. 民間活力による創エネルギー対策（下水道革新的技術実証事業） 【国費：約33億円】

下水汚泥のエネルギー利用、下水熱利用に係る革新的技術について、国が主体となって実規模レベルの施設を設置して、技術的な検証を行い、ガイドラインをとりまとめ、民間企業のノウハウ、資金を活用しつつ、全国へ展開する。

3. 東日本大震災からの復旧・復興対策に係る経費 【国費：約425億円*】

東日本大震災の被災地域における復旧、復興への取組みを進めるとともに、今回の大震災の教訓を踏まえて全国的に緊急に実施する防災・減災対策を緊急的に実施する。

Ⅰ. 河川・海岸の津波対策

津波により、甚大な被害が発生したことを踏まえ、堤防の嵩上げ、水門等の自動化・遠隔操作化等を実施し、被害の防止・軽減を図る。

II. 河川・海岸の耐震・液状化対策

液状化等により、多くの堤防が被災したことを踏まえ、堤防・水門等の耐震・液状化対策を実施し、被害の防止・軽減を図る。

III. 新たな崩壊のおそれのある箇所等における土砂災害対策

強い地震動により不安定な土砂が流動化し、被災地の復興に不可欠な重要交通網等に甚大な被害を及ぼすおそれが高まっている地域において、土砂災害対策を実施する。

※東日本大震災からの復旧・復興対策に係る経費として、この他に災害復旧関係費1,576億円がある。

4. 主要事項

○治水事業等関係費

I. 予防的な治水対策 【国費：約1,507億円】

国民の生活の安全安心を確保するため、災害危険度の高い地域における効果的な災害予防対策を重点的に実施する。

II. 災害対応・危機管理対策

【国費：約1,216億円^{※1}】

災害が発生した地域において再度災害の防止対策を適切に実施するとともに、危機管理体制の充実を図る。

III. 維持管理 【国費：約1,463億円^{※2}】

既存施設が機能発揮するよう、コスト縮減に努めつつ適切な維持管理を行うとともに、更新が必要な施設の増大が見込まれていることを踏まえ、既存ストックの長寿命化対策等の戦略的維持管理を進める。

IV. ダム建設 【国費：約1,085億円】

検証の対象とせず、継続的に事業を進めることとしたダム事業については、可能な限り計画的に事業を進捗させる。

検証対象としたダム事業については、引き続き「新たな段階に入らない」との方針を基本としつつ、今後の個別ダムの検証結果を踏まえ適切に対応する。ただし、既に検証の結論を得た事業については、その結論に沿って適切に対応する。

※1 「日本再生重点化措置」要望額約649億円を含む

※2 「日本再生重点化措置」要望額約216億円を含む

※ 治水事業等関係費として、この他に業務取扱費等がある

○下水道事業関係費 【国費：約80億円^{※3}】

下水道事業調査費等では、高効率栄養塩除去（リン回収を含む）、リスクマネジメント、効率的かつ計画的な浸水対策、地震対策等の推進を図るために必要な技術開発、調査研究等を実施する。

※3 「日本再生重点化措置」要望額約33億円を含む

《概算要求の規模》

水管理・国土保全局関係予算（一般会計国費）

	7,012億円
治水事業等関係費	6,403億円 ^{※1}
下水道事業関係費	80億円 ^{※2}
災害復旧関係費	506億円
行政経費	22億円

※1 「日本再生重点化措置」要望額865億円を含む

※2 「日本再生重点化措置」要望額33億円を含む

上記以外に、東日本大震災からの復旧・復興対策に係る経費（国費2,000億円）、社会資本整備総合交付金（国費1.8兆円）がある。

防災課予感事業の要求概要は以下のとおり

1. 災害復旧事業

河川等に係る災害復旧事業については、災害発生年を含め3箇年で完了することとし、災害発生後3箇年目に当たる22年災害は100%、2箇年目に当たる23年災害は累計進捗87.5%とするための所要額及び24年災害分（前年度同額）とを合わせ、32,553百万円（事業費46,008百万円）を要求している。

下水道に係る災害復旧事業については、基本単年度で完了することとし、前年度と同額の138百万円（事業費177百万円）を要求している。

2. 災害緊急対応事業

規模自然災害発生直後の緊急調査等で発見された被災箇所、最終的に応急復旧等を実施する者が未調整で、実施主体や分担が決定されるまでの間、放置すれば被害拡大及び二次災害のおそれがあるため、民政の安定上、緊急的に対応を実施する必要があるものについて被害拡大の防止などの緊急対応を実施するための所要額200百万円（事業費200百万円）を要求している。

3. 河川等災害関連事業

河川等災害関連事業（一般関連）については、災害発生年を含め、3 箇年で完了することとし、災害発生後 3 箇年目にあたる 22 年災害は 100%、2 箇年に当たる 23 年度災害は累計進捗 75.0% とするための所要額及び 24 年災害分（前年度同額）とをあわせ、633 百万円（事業費 1,228 百万円）を要求している。

特定小川災害関連環境再生事業（特定小川）については、災害発生年を含めて 3 箇年で完了することとし、災害発生後 2 箇年目にあたる 23 年災害を累計進捗 87.5% とするための所要額 0.08 百万円（事業費 0.16 百万円）を要求している。

4. 河川等災害復旧助成事業（河川等助成）

河川災害復旧助成事業（河川助成）については、

災害発生年を含めて 4 箇年（大規模は 5 箇年）で完了することとし、災害発生後 2 箇年目にあたる 23 年災害を累計進捗 46.7% とするための所要額 206 百万円（事業費 412 百万円）を要求している。

河川等災害関連特別対策事業（災関特別）については、災害発生年を含めて 3 箇年で完了することとし、災害発生後 2 箇年目にあたる 23 年災害を 75.0% とするための所要額 5 百万円（事業費 12 百万円）を要求している。

5. 復旧・復興特別枠

東日本大震災に係る復旧事業について、河川等に係る分として 82,000 百万円（事業費 88,744 百万円）、下水道に係る分として 17,000 百万円（事業費 18,398 百万円）を要求している。

表 平成24年度 災害関係予算 概算要求事業費・国費総括表 (防災課所管分)

(単位：千円)

区 分	23年度(A)		24年度要求(B)		比較増△減額(B-A)		倍率(B/A)	
	事業費	国 費	事業費	国 費	事業費	国 費	事業費	国 費
《通常分》								
災 害 復 旧	47,492,000	33,616,000	46,184,649	32,690,827	△ 1,307,351	△ 925,173	0.97	0.97
〔河 川 等〕	47,315,000	33,478,000	46,007,649	32,552,827	△ 1,307,351	△ 925,173	0.97	0.97
21 年 災	1,017,000	699,000	0	0	△ 1,017,000	△ 699,000	0.00	0.00
22 年 災	4,448,000	3,149,000	720,104	506,233	△ 3,727,896	△ 2,642,767	0.16	0.16
23 年 災	41,850,000	29,630,000	3,437,545	2,416,594	△ 38,412,455	△ 27,213,406	0.08	0.08
24 年 災	0	0	41,850,000	29,630,000	41,850,000	29,630,000	-	-
〔下 水 道〕	177,000	138,000	177,000	138,000	0	0	1.00	1.00
23 年 災	177,000	138,000	0	0	△ 177,000	△ 138,000	0.00	0.00
24 年 災	0	0	177,000	138,000	177,000	138,000	-	-
災 害 関 連	3,288,000	1,758,000	3,530,106	1,883,098	242,106	125,098	1.07	1.07
河川等大規模関連	200,000	200,000	200,000	200,000	0	0	1.00	1.00
災害緊急対応	200,000	200,000	200,000	200,000	0	0	1.00	1.00
23 年 災	200,000	200,000	0	0	△ 200,000	△ 200,000	0.00	0.00
24 年 災	0	0	200,000	200,000	200,000	200,000	-	-
災 害 関 連	1,183,000	606,000	1,227,774	633,154	44,774	27,154	1.04	1.04
一 般 関 連	1,105,000	567,000	1,227,618	633,076	122,618	66,076	1.11	1.12
21 年 災	326,000	163,000	0	0	△ 326,000	△ 163,000	0.00	0.00
22 年 災	586,000	304,000	225,890	120,625	△ 360,110	△ 183,375	0.39	0.40
23 年 災	193,000	100,000	808,728	412,451	615,728	312,451	4.19	4.12
24 年 災	0	0	193,000	100,000	193,000	100,000	-	-
特 定 関 連 等	78,000	39,000	156	78	△ 77,844	△ 38,922	0.00	0.00
特 定 関 連	76,000	38,000	0	0	△ 76,000	△ 38,000	0.00	0.00
21 年 災	24,000	12,000	0	0	△ 24,000	△ 12,000	0.00	0.00
22 年 災	52,000	26,000	0	0	△ 52,000	△ 26,000	0.00	0.00
特 定 小 川	2,000	1,000	156	78	△ 1,844	△ 922	0.08	0.08
22 年 災	2,000	1,000	0	0	△ 2,000	△ 1,000	0.00	0.00
23 年 災	0	0	156	78	156	78	-	-
河 川 等 助 成	1,905,000	952,000	2,102,332	1,049,944	197,332	97,944	1.10	1.10
河 川 助 成	1,902,000	951,000	2,090,114	1,045,057	188,114	94,057	1.10	1.10
21 年 災	1,902,000	951,000	1,678,040	839,020	△ 223,960	△ 111,980	0.88	0.88
22 年 災	0	0	0	0	0	0	-	-
23 年 災	0	0	412,074	206,037	412,074	206,037	-	-
24 年 災	0	0	0	0	0	0	-	-
海 岸 助 成	0	0	0	0	0	0	-	-
災 関 特 別	3,000	1,000	12,218	4,887	9,218	3,887	4.07	4.89
21 年 災	3,000	1,000	0	0	△ 3,000	△ 1,000	0.00	0.00
22 年 災	0	0	0	0	0	0	-	-
23 年 災	0	0	12,218	4,887	12,218	4,887	-	-
《復旧・復興特別枠》								
災 害 復 旧	0	0	107,142,000	99,000,000	107,142,000	99,000,000	-	-
〔河 川 等〕	0	0	88,744,000	82,000,000	88,744,000	82,000,000	-	-
〔下 水 道〕	0	0	18,398,000	17,000,000	18,398,000	17,000,000	-	-

(注) 補助率差額を除く。

災害復旧の迅速化に向けた災害査定の簡素化について

国土交通省水管理・国土保全局防災課

1. 背 景

災害復旧事業は、災害の速やかな復旧を図り、もって公共の福祉を確保することを第一義の目的としており、そのためには被災施設を早期に査定し、災害復旧事業を実施する必要があります^(※)。

災害復旧の技術上の実務に当たっては、災害の発生から災害復旧事業が決定する災害査定までの短期間に、現地調査、復旧計画を策定し、申請図書を整え、査定設計書を作成し、国庫負担申請を行う必要があります。申請者にとって多大な業務となっています。

このため、従前から災害査定の迅速化を図るため、総合単価の適用、机上査定等を実施しています。

①総合単価（設計積算事務の迅速化）

総合単価とは、使用頻度の多い工種について、単位当たり（m、㎡等）の単価を定め、設計積算の省力化を図るもの。

◇申請額が1千万円未満の箇所で使用可能

◇適用工種は、24種117規格（平成23年）

②机上査定（現場査定事務の迅速化）

机上査定とは、現地での確認を省き、写真や図面等の資料のみで査定を行うことで、現場査定の省力化を図るもの。

◇申請額が3百万円未満の箇所を実施可能

(※)自治体の災害復旧事業は、応急工事として国の災害査定を待たずに被災直後から可能であり、この際に事前の承認や届け出は一切不要です。

2. 平成23年災害における災害査定の簡素化

災害の規模が大きい場合、災害査定を迅速に実施することにより被災箇所の早期復旧を図るために、災害査定の簡素化（総合単価、机上査定の適用範囲の拡大など）を実施することができます。

平成23年災害（11月30日現在）においては、申請者からの要望を踏まえ、別表のとおり災害復旧事業の査定の簡素化を通知しています。

それぞれの項目の概要は以下のとおりです。

①設計図書の簡素化

図面は平面図と標準横断図など必要最小限とし、国土地形図・航空写真・台帳等標準断面等を利用して設計図書を作成する

②総合単価の使用限度額の拡大

積上げ積算をしなくてもよい限度額を通常の1千万円未満から拡大する

③総合単価の使用工種の拡大

積上げ積算をしなくてもよい工種について、通常の117規格（平成23年）に新たな規格を追加する

④机上査定の実施限度額の拡大

実地によらずに査定ができる限度額を通常の3百万円未満から拡大する

⑤1箇所の決定見込金額の引き上げ

査定にあたり現地での採択が保留される1箇所の決定見込金額を、通常の4億円以上から引き上げる

⑥1箇所工事の取扱い

1箇所工事が長大となる場合に工事の工期や規模を勘案して分割したり、事業施行の効率を向上させるために被災箇所のまとまりを1箇所工事と見なすことができる

なお、7月1日に水管理・国土保全局が発足し、防災課が公共下水道、流域下水道に係る災害も所掌することになりました。

7月1日以降の簡素化は、下水道に関する要望があったもののみ実施していますが、平成24年以降は下水道も含め、防災課が所掌する災害を一体で取り扱う予定としています。

平成23年災害復旧事業の査定の簡素化(防災課所掌分)

災害名	対象区域	簡素化の内容					備考
		①設計図書の簡素化	②総合単価の使用限度額の拡大	③総合単価の使用工種の拡大	④机上査定の実施限度額の拡大	⑤1箇所の決定見込み金額の引き上げ	
標準(簡素化を実施しない場合)		—	1千万円	24種117規格(平成23年)	3百万円	4億円	—
東北地方太平洋沖地震(3月11日)	宮城県	簡素化	1億円	岩手県16規格、宮城県20規格、福島県21規格、茨城県16規格、仙台市20規格を追加	3億円	30億円	簡素化
	岩手県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、仙台市、千葉市				5千万円		
新潟・福島豪雨(7月28日～30日)	新潟県、福島県	簡素化	1億円	—	5千万円	8億円	・下水道を除く
台風12号(8月29日～9月7日)	三重県、奈良県、和歌山県、新潟県	簡素化	1億円	和歌山県22規格を追加	5千万円	8億円	—
	兵庫県、鳥取県、島根県(広瀬土木)、香川県				1千万円		
台風15号(9月15日～22日)	宮城県	—	1億円	—	3億円	—	—
	福島県、新潟県、三重県				5千万円		
平成23年10月13日から17日までの大雨	栃木県、兵庫県、岐阜県、香川県、愛媛県	簡素化	5千万円	—	1千万円	—	—
	和歌山県				5千万円		

(参考)

災害名	対象区域	簡素化の内容				備考	
		①設計図書の簡素化	②総合単価の使用限度額の拡大	③総合単価の使用工種の拡大	④机上査定の実施限度額の拡大		⑤1箇所の決定見込み金額の引き上げ
阪神・淡路大震災	兵庫県、神戸市	簡素化	5千万円	7規格追加	1千万円	4億円(当時は標準2億円)	(原単位方式)
中越地震	新潟県	簡素化	5千万円	13規格追加	1千万円	8億円	(原単位方式)
中越沖地震	新潟県	簡素化	5千万円	18規格追加	1千万円	—	—

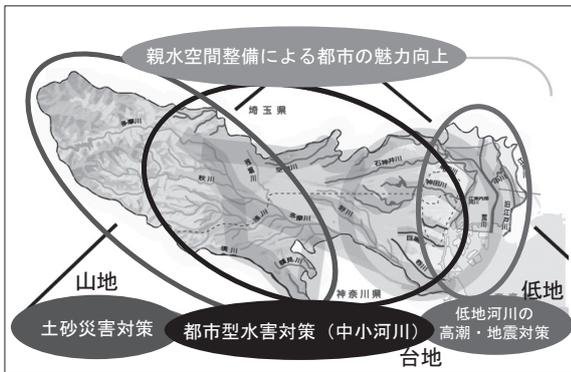
《各県コーナー》

東京都総合防災訓練と水防活動

～都民の防災意識向上のために～

.....東京都建設局河川部防災課

1. はじめに



東京都の河川

東京都は、多摩川に沿って東西に長く開けており、西から山地、台地、低地の3つに大きく分けることができ、また、鳥しょ部も所管しています。

それぞれの地形状況に応じ、①東部低地帯における高潮・地震による水害対策、②区部や多摩部の中小河川における洪水による水害対策、③多摩地域、鳥しょ地域を中心とした、土砂災害を防止するための砂防事業、高潮・波浪などによる海岸の浸食を防止するための海岸保全事業を行っています。また、多自然川づくりや水辺の緑化など、人々が集い、憩える、うるおいのある水辺環境を創出しています。

ここでは、東京都が先日行った防災訓練及び日頃から取り組んでいる水防活動など、ソフト対策について紹介します。

2. 平成23年度 東京都総合防災訓練

東京都では、都民の防災意識の高揚、災害発生時の応急対策に関する確認・検証、防災関係機関の相互連携の強化を目的として、毎年、総合防災

訓練を行っています。例年、防災の日や防災週間などに訓練を実施していましたが、今年度は東日本大震災の災害対応により延期し、10月29日(土)に都立小金井公園(小金井市関野町他)等で実施しました。

訓練には、警視庁、東京消防庁、自衛隊、他県市の消防、在日米軍、台北市などの消防局救助隊も参加し、地元住民や見学者も含めると約1万5千人が参加しました。

今回は、東日本大震災の教訓を踏まえ、下記の想定で、参加者に事前に訓練内容を知らせない「ブラインド方式」を取入れ、防災機関の連携による救出救助訓練や市職員及びボランティアによる救急支援物資搬送訓練を行いました。また、中央区晴海地区等では、地震津波に備えた水門・陸こう閉鎖及び住民避難など、緊急時の対応力を試す訓練を実施しました。

総合防災訓練における想定地震

	都立小金井公園訓練	東京港臨海部訓練
震 源	多摩直下	相模湾
震 度	6弱以上(多摩郡)	5強～6弱(区部)
地震規模	M7.3	M7.9
津波想定	—	1.5～2.0m程度

3. 河川関係部所実施訓練

東京都における河川関係部所(河川部、北多摩北部建設事務所、北多摩南部建設事務所、江東治水事務所)では、都民の防災意識の向上及び、緊急時対応力の向上を目的として、都市型水害に対する「水防工法等体験訓練」や「水門等閉鎖訓練」等を実施しました。また、国土交通省関東地方整

《各県コーナー》

備局の協力により、国内に1台ずつしかない「降雨体験車」及び「自然災害体験車」による体験訓練を実施しました。

その他、道路関係部所では道路啓開訓練を、公園関係部所では公園内防災施設（災害用トイレ、かまどベンチ）を使用した訓練を実施しました。

【土のう・水のう積み体験訓練】

水害時に役立つ水防工法（土のう作り、積土のう工など）を体験してもらいました。



スコップを上手に使って土のうを作成



20kgもある水のうを協力して設置

【水圧扉体験訓練】

地下室などが浸水した際、水圧によって扉が開閉困難になる状況を体験してもらいました。



水深50cmでは2人がかりでも中々開かない…

【降雨体験、自然災害（土砂災害）体験】

降雨体験車は、弱い雨から1時間に100ミリという猛烈な雨を体験できるものです。集中豪雨の凄まじさを、約260名の都民が体感しました。



カッパを着て準備万端!!



時間100ミリの雨を体験中

《各県コーナー》

自然災害体験車は、迫力ある 3D 映像で土砂災害を体験するものです。座席の振動や音の相乗効果によって、よりリアルな土石流を、約 320 名の都民が体感しました。



自然災害体験車に並ぶ長蛇の列

【雨量計・水位計展示】

実物の雨量計・水位計を用い、降雨量と河川水位の測定方法について展示し、測定の実演を行いました。河川部では、都内に 98 箇所の雨量計、103 箇所の水位計を設置しています。



雨量計のしくみをじっくり観察

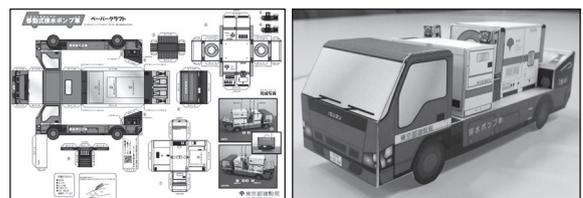
【排水ポンプ車展示】

河川からのいっ水や内水排除に使用する、移動式排水ポンプ車を展示しました。排水ポンプ車は、東京都の各建設事務所に 1 台ずつ、計 10 台配備しています。



排水ポンプ車を展示

また、子ども向けに排水ポンプ車のペーパークラフトを作成し、配布しました。



ペーパークラフト

【水門等閉鎖訓練】

地震発生および津波警報発表を想定し、都内に設置している水門・閘門の閉鎖訓練を行いました。

さらに、国土交通省江戸川河川事務所、荒川下流河川事務所、東京都港湾局などの関係機関と、水門・閘門の開閉状況について情報伝達を行いました。



水門閉鎖を水防災総合情報システムで監視
(河川部水防災対策室)

《各県コーナー》



水門閉鎖中（旧江戸川・新中川 今井水門）
（江戸川区地内）

【水上バス乗客輸送訓練】

都所有の水上バスは「東京水辺ライン」として隅田川を中心に運航しています。今回は水上バスが東京湾を航行中、津波警報が発表されたことを想定し、乗客を一番近くの防災船着場で降ろし、安全な場所に避難させる訓練を行いました。



一番近くの防災船着場（隅田川右岸）で下船
（中央区地内）

4. 日々の水防活動

河川部では、大雨、洪水、高潮などによる水害や土砂災害の危険から、都民の命と暮らしを守るため、雨量や河川の水位情報の提供等ソフト対策を行っています。

【24時間365日の監視態勢】

河川部では、気象注意報・警報等の発表時、迅速に初動態勢を確立できるよう、平日夜間及び休

祭日には、夜間水防連絡員を配置し、24時間365日、気象情報や河川水位、雨量を監視し、関係機関への情報伝達等の業務を行っています。

平成23年の水防態勢及び発表情報は以下のとおりです。

平成23年の水防態勢状況（1月から10月末まで）

		回数
態勢	警戒配備態勢	10
	連絡態勢	56
情報等発表	水防警報発表	3
	はん濫警戒情報発表	1
	土砂災害警戒情報発表	6

【雨量・水位等の観測・監視】

河川部では、以下のシステムを使って、雨量や河川水位等の監視及び関係機関への情報伝達等を行い、被害の軽減に努めています。

・東京都水防災総合情報システム

当システムは、雨量、河川水位、潮位などの観測データを、リアルタイムで自動収集、データ加工して地図上や表形式で表示するほか、河川の映像データを表示・録画しています。その他、水門の開閉、排水機場のポンプ稼働状況も確認ができます。

・洪水予報発表システム

都の洪水予報河川における雨量・河川水位データをもとに水位予測を行い、その結果により洪水予報を気象庁と共同発表します。

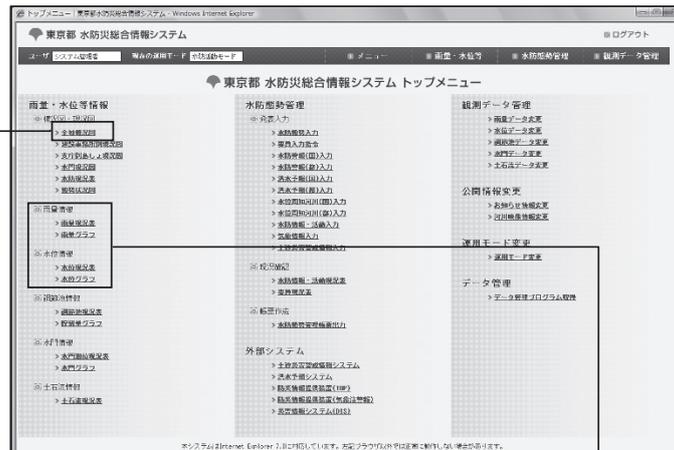
・土砂災害警戒情報発表システム

土壌雨量指数と60分間積算雨量を計算し、2時間以内に土砂災害発生危険基準を超えると予想したとき、土砂災害警戒情報を気象庁と共同発表します。

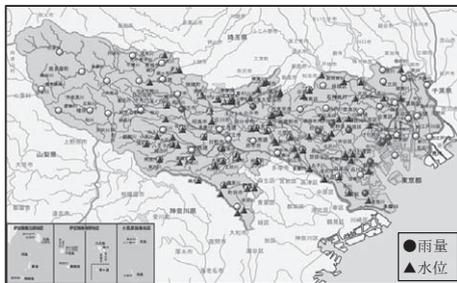
【雨量・河川水位等の公開】

都内の雨量・河川水位情報、気象注意報・警報、洪水予報、土砂災害警戒情報など水防に係る情報については、「東京都水防災総合情報システム」のwebサイトで一般公開し、リアルタイムで現況を確認することができます（次頁URLか

《各県コーナー》



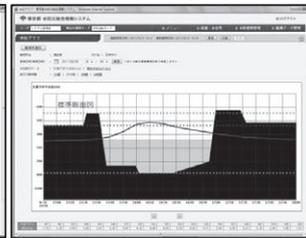
東京都市水防災総合情報システム トップメニュー



都内現況図 (雨量・水位)



雨量監視画面



水位監視画面

ら接続可能)。また、雨量や河川水位を表示するときは、雨量の増加、水位の上昇に応じて、[青→黄→赤]と表示色を変えるなど、都民にもわかりやすい情報となるようにし、都民の「自助」につながるような情報提供を行っています。

5. おわりに

東京都では、東日本大震災においても隅田川の管理用通路に一部クラックが発生した程度で、その後、台風12号や15号、集中豪雨に見まわれましたが、10月31日現在、幸いにも河川における公共土木施設の被害は発生していません。

被害の甚大な他県へできる限りの支援を行っています。道路・河川等の災害復旧事業を推進するため、宮城県、岩手県及び福島県へ都建設局から延べ19名の職員を派遣し、陰ながら応援しています。派遣職員は、その地で貴重な体験をしており、その経験が、今後東京都で災害が発生した際に、必ず役立つものと考えています。



東京都市水防災総合情報システム web サイト

水防災総合情報システム HP

パソコン版
URL : <http://www.kasen-suibo.metro.tokyo.jp>

水防災

携帯版
URL : <http://www.kasen-suibo.metro.tokyo.jp/k/>

 (QR コード)

防災課だより

人 事 異 動

〔水管理・国土保全局関係人事発令〕

△平成23年11月1日

氏 名	新 所 属	備 考
岡本誠一郎	休職（京都大学）	大臣官房付（辞職（（独）土木研究所つくば中央研究所材料資源研究グループ上席研究員（リサイクル））
徳元 真一	大臣官房付（併）内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（総括担当）付企画官（併）防災対策推進室企画官	中部地方整備局河川部河川調査官
宮本 健也	中部地方整備局庄内川河川事務所長	河川計画課企画専門官（併）治水課
鈴木宏一郎	河川計画課河川計画調整室課長補佐（併）総合政策局政策課（併）総合政策局官民連携政策課	九州地方整備局河川部河川計画課長
舟橋 弥生	河川計画課企画専門官	河川計画課河川計画調整室課長補佐
長田 仁	治水課長補佐	治水課長補佐（併）総合政策局政策課（併）総合政策局官民連携政策課
山下 英夫	防災課水防計画係長（併）国土技術政策総合研究所企画部国際研究推進室	防災課水防計画係長（併）大臣官房技術調査課

新刊ご案内

平成23年10月発刊

実務上手放せない本書をぜひお手元に一冊！

災害復旧実務講義集（平成23年度版）

A4判 440頁 頒価4,000円（消費税込み）送料協会負担

内容案内

- ・我が国の防災対策について
- ・自然災害における危機管理
- ・災害採択の基本原則について
- ・災害査定留意点について
- ・災害事務の取扱いについて
 - I 災害復旧制度の概要
 - II 災害報告
 - III 災害事務の管理
 - IV 国庫負担率の算定事務
 - V 災害復旧事務の予算
 - VI 改良復旧事業等に対する補助制度
 - VII 災害復旧事業費の精算と成功認定
- ・災害復旧における環境への取組について
- ・災害復旧事業の技術上の実務について
 - 設計積算と工事実施—
- ・改良復旧事業の取扱いと事業計画策定について
- ・「災害復旧技術専門家派遣制度」の活用について
- ・民間のBCPと自治体との防災協働について
- ・平成22年災 二級河川鮎沢川水系 野沢川及び須川
災害関連事業について

詳細については、(社)全国防災協会ホームページの出版図書案内をご参照下さい。

会員だより

「一般県道石垣浅田線 災害復旧工事における 工法変更について」



沖縄県土木建築部
八重山土木事務所 技師
笹原 謙徳

1. はじめに

東北地方太平洋沖地震により被災された皆様、
そのご家族、関係者の方々に對しまして、心より
お見舞い申し上げます。そして、一日も早い復旧・
復興を心よりお祈り申し上げます。

自己紹介が遅くなりましたが、沖縄県土木建築
部八重山土木事務所の笹原謙徳と申します。私は、
平成21年度に沖縄県に採用となり現在社会人3年
目で、南の楽園石垣島に生活しております。仕事
については八重山地域の道路整備に関する業務を
担当しており、災害関係においては道路災に該当
する災害査定から復旧工事に関する業務を担当し
ています。

まだまだ経験も少なく未熟な私ですが、今回、
本県石垣島で発生した一般県道石垣浅田線におけ
る災害復旧工事から変更協議に至る経緯及び設計
変更の概要を紹介させていただきます。

2. 地域概要

沖縄県は、日本列島の最南西端に位置し、東西
約1,000km、南北約400kmに及ぶ広大な海域と、点
在する49の有人島を含む160の島嶼から構成され
ている離島県です。日本で唯一の亜熱帯性気候と
豊かな青い海、明るい太陽のもと、古くは琉球王
国が南方諸国や中国等との交易を通じて栄え、現
在では東南アジア圏域との交流拠点としての役割
が期待されています。

また、私の生活している石垣島はとても自然豊
かなきれいな島で、その他の離島も西表ヤマネコ
の暮らす東洋のガラパゴス西表島、ちゅらさんの
ロケ地になった小浜島、国の重要伝統的建造物群

保存地区に選定された竹富島等、八重山地方には
石垣島の他、様々な個性を持った離島があります。
会員の皆様、機会がありましたら是非石垣島にお
越してください。

しかし、沖縄県は台風の通り道と呼ばれている
ため台風の常襲地帯となっているとともに、亜熱
帯性気候特有の集中豪雨が数多く発生しておりま
す。

今回紹介させていただく一般県道石垣浅田線
は、石垣島内の延長8,577mの補助幹線道路であ
り重要な役割を果たしています。

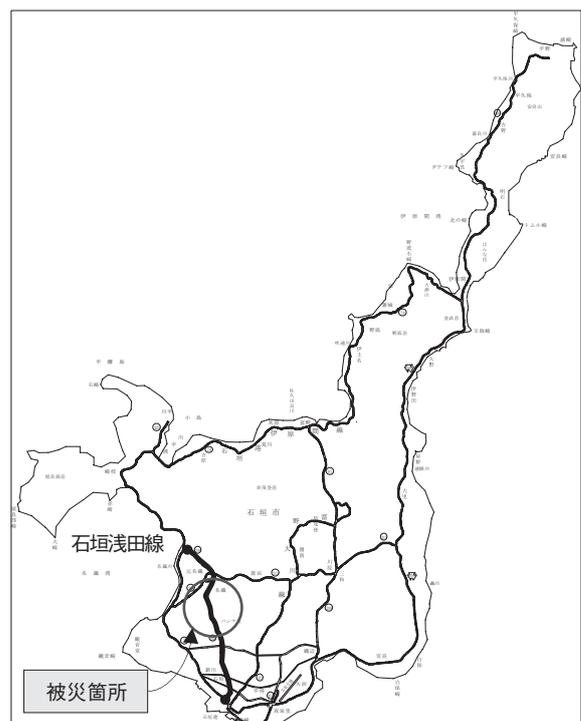


図-1 石垣島内図及び石垣浅田線

会員だより

3. 被災状況及び原因

今回被災を受けた箇所は、県道に隣接する河川（ペンサ川）の水位が平成22年10月18日～23日の集中豪雨（24時間雨量374mm、1時間降水量63.5mm）により上昇し、自然土羽の法尻が侵食された結果、崩壊したと考えられています（起点側は間知ブロックで施工され終点側は自然土羽。被災箇所も自然土羽箇所）。

道路路肩決壊延長はL=15.4m、崩壊高さH=3.9m、崩壊幅W=3.8mであり、一般交通を行うには輪荷重がかかるため大変危険な状態でした。



写真-1 被災状況写真（全景）

4. 災害査定～復旧工事～工法変更へ

1) 災害査定

災害査定は直属の先輩が担当しておりましたが、人事異動に伴い私が担当することになりました。

たので工法の考え方について述べさせていただきます。

復旧工法については自然土羽による現況復旧が困難だったため、連続性を考慮し起点側の間知ブロック積擁壁に決定しました。道路敷に余裕があったため、間知ブロックは用地境界から積上げ、切土法面にて天端から路肩まで擦り付けています。その結果、以下の断面に決定しております。

このとき私は、ポールマンとして災害査定に参加しましたが、災害手帳を読むだけでは分からなかった査定までの流れや、現場の緊張感を学ぶことができたとともに、普段は物静かな先輩の只ならぬ気迫と根性を感じることができ、貴重な経験をさせていただきました。

2) 復旧工事

私にとって初めての災害復旧工事現場でした。現場着手初日は気合を入れ現場に到着したところ工事は中止されていました。現場代理人に確認すると、当初想定土の粘性土でなく砂質土が見られ、軟弱でこれ以上の掘削は危険のため工事を中止したということでした。

早速、現場を確認すると塑性のほとんど見られない砂混じり土、また、法面より湧水が見られました。地下水位が高いため、水を含んだ砂混じり土が崩壊し、オーバーハング状態となり手がつけられない状態となっていました。この状態を見たとき、今後、どうしようと現場で悩んだことを覚えています。

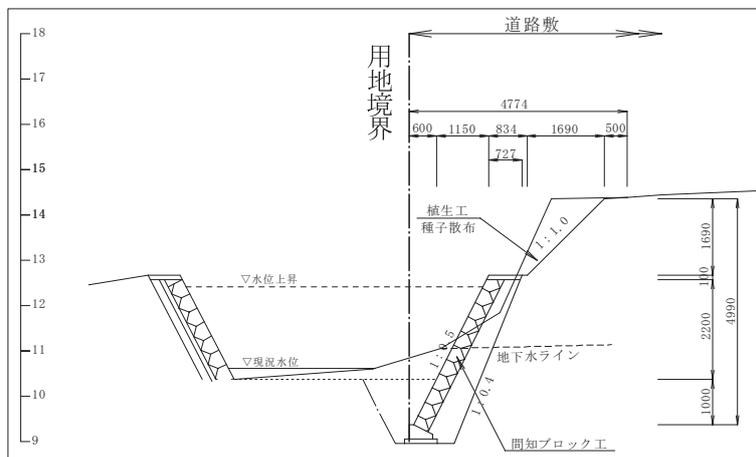


図-2 標準断面図

会員だより



写真-2 着手前全景



写真-3 崩壊後全景

3) 工法変更へ

現地の砂質土の床堀における安定勾配は 1 : 1.5以上ですが、現道の下には埋設物件があり 1 : 1.0以上の勾配で掘削すると既設の道路及び埋設されている占有物件に影響を与える恐れがありま



写真-4 現況道路

した。

そのため、査定時に決定された工法での施工は難しいと判断し、仮設の検討を含めた工法の再検討を行いました。

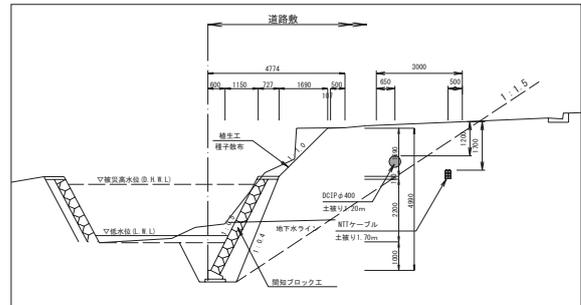


図-3 既設埋設管と床堀影響範囲

5. 変更断面の決定について

工法の再検討は、以下のフローに基づき実施しました。

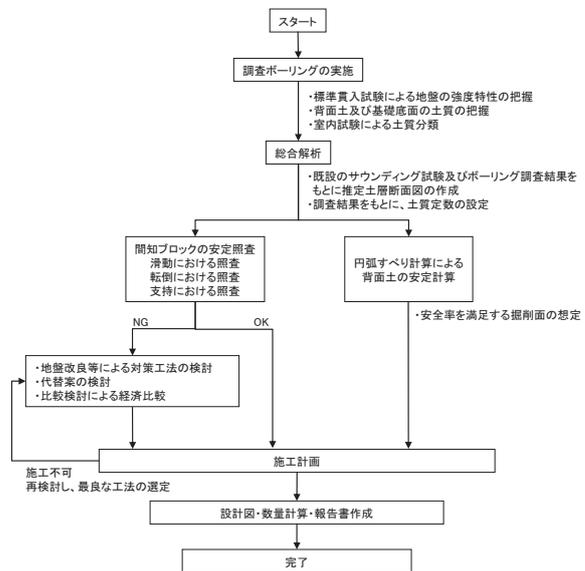


図-4 実施フロー

1) 調査ボーリングの結果

ボーリングと標準貫入試験を行った結果、計画構造物の背面に位置する土層はシルト又は礫を含む砂質土で形成され、背面～基礎箇所のN値はとても低い値でした。また、深度3.5m付近からは地下水位も確認されました。

会員だより

2) 間知ブロックの安定照査

次に、間知ブロックの安定照査を実施しました。計算結果は省略させていただきます。

当初の断面は、今回のボーリング調査結果で確認すると滑動・支持にNGが出てしまい、施工するにあたり何らかの対策を施す必要があることが分かりました。

この結果が出たとき、設計変更協議や工事中止等の手続きが必要になることが分かり、私で出来るのだろかとぞっとした思い出があります。

3) 対策工法及び代替案の検討

検討結果から、以下の3点に条件を整理しました。

- ① 滑動、支持にNGが出たため施工するには置換え仮設等の対策工法が必要。
- ② 既設道路に影響を与えないようにするには、土留めとなる仮設が必要となる。
- ③ 土留め工法は、現地土質が不安定なため引抜きの際に周囲に影響を与える可能性があるため、土留めを設置した場合、仮設・本設どちらも埋め殺しとなる。

そこで、以下の3案に絞り断面検討を行いました。

第1案：間知ブロック積擁壁+締切り工(自立式)

第2案：鋼矢板護岸工(自立式)

第3案：親杭横矢板式擁壁護岸(自立式)

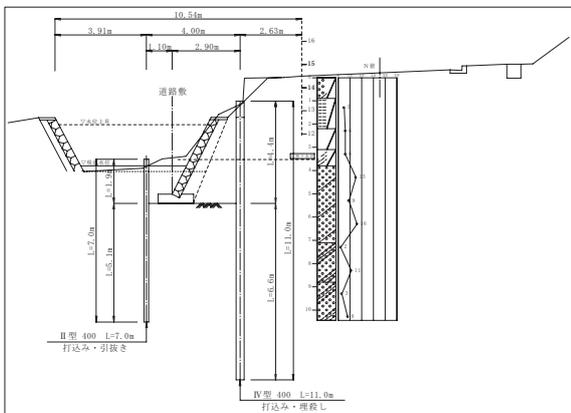


図-5 第1案：間知ブロック積擁壁+締切り工(自立式)

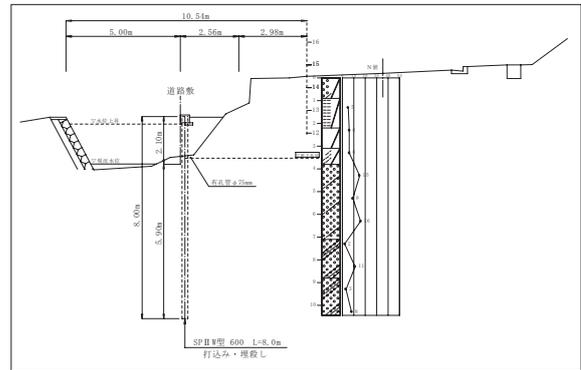


図-6 第2案：鋼矢板護岸工(自立式)

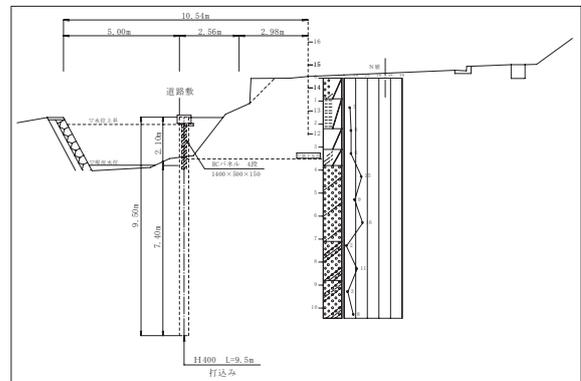


図-7 第3案：親杭横矢板式擁壁護岸(自立式)

3案を比較した結果、経済性・施工性に勝る第2案：鋼矢板護岸工を変更断面として変更協議へと臨みました。

6. 設計変更協議～現在

変更協議には国土交通省防災課へ私も同行し、ヒアリングを受け、無事承認をいただくことができました。設計変更協議にあたり、様々なご助言、ご指導をいただき、この場を借りて御礼申し上げます。

現在は、鋼矢板を打込むための磁気探査を先日完了し、鋼矢板の打込みが終了しました。本稿が掲載されるころには、施工は完了しているでしょう。

会員だより



写真－5 鋼矢板打込状況



写真－6 鋼矢板打込完了

7. おわりに

先日、平成23年5月28日に襲来した台風2号により被災した箇所は災害査定を初めて担当しました。査定の結果は、ほぼ申請どおり完了することができました。これも、昨年度先輩の熱い情熱を感じることができた経験と、これまでの変更協議による経験が活かしているのだと感じています。

そして近年、日本列島では様々な大規模災害が発生しております。本県では幸いにしてこれら大規模災害は発生しておりません。しかしながら、大規模災害が発生したとき、いざ自分自身が対応できるかまだ不安です。日頃から、様々な災害事例の確認をするとともに、災害に対する知識を蓄え、日々の現場から得られる経験を大事にしていこうと思います。

写真－7 現在の災害箇所（台風2号による被災）
（崩壊土砂撤去、法面整形後）

協会だより

「災害復旧技術専門家派遣制度」及び 「水防専門家派遣制度」の活用状況

平成23年度の「災害復旧技術専門家派遣制度」活用状況は平成23年11月15日現在で、別紙-1のとおり、19機関から22回、延べ日数で62名の方の派遣要請がありました。(派遣済み)

なお、この派遣要請以外に、10月中旬から岩手県盛岡市内に災害復旧技術専門家相談所を開設し、東日本大震災にかかる支援活動をさせていただいております。

また、平成23年度の「水防専門家派遣制度」活用状況は平成23年11月15日現在で、別紙-2のとおり、24機関から26回、延べ日数で49名の方の派遣要請がありました。(派遣済み)

なお、派遣制度の詳細については、本協会のホームページに掲載されておりますので、是非そちらをご参照下さい。

<http://www.zenkokubousai.or.jp>

別紙-1 平成23年度 災害復旧技術専門家 派遣実績一覧表 (平成23年11月15日現在)

No.	専門家名	派遣先	派遣月日		派遣要請概要				備考
			月日 月日	日間	被災要因 (派遣目的)	被災箇所 (派遣先所在地)	箇所数	主な工種	
1	小池 邦雄	茨城県土木部河川課	4月4日～ 4月5日	2日間	東日本大震災	茨城県竜ヶ崎工事事務所	1	災害復旧工法	派遣済み
2	塩屋 慶和 中村 俊一 脇田 政一	鹿児島県土木部河川課	4月26日	1日間	土木施設災害対策研修	鹿児島県大島支庁	1	災害復旧事業及び復旧工法	派遣済み
			5月13日	1日間		鹿児島県鹿児島市	1		派遣済み
3	塚本 隆富	鳥根県建設技術センター	5月26日	1日間	災害復旧事業実務研修会	鳥根県松江市	1	災害復旧工法	派遣済み
4	平松 順	高知県吾川郡仁淀川町	5月31日	1日間	台風第2号に伴う豪雨	高知県吾川郡仁淀川町	1	災害現地調査(道路災害)	派遣済み
5	大塚正登志 川村 治	北海道建設技術センター	5月31日	1日間	災害復旧技術講習会	北海道札幌市	1	災害復旧工法	派遣済み
6	大塚正登志 川村 治 江崎 國夫 芳賀 敏二	北海道開発局	6月7日	1日間	災害査定研修	北海道札幌市	1	災害復旧事業及び復旧工法	派遣済み
			6月8日	1日間					
7	原 悟志	長野県測量設計業協会	6月15日	1日間	災害復旧技術者講習会	長野県松本市	1	災害復旧工法	派遣済み
8	皆本 重雄	北陸建設弘済会	6月20日	1日間	災害復旧事業技術講習会	新潟県新潟市	1	災害復旧工法	派遣済み
9	今村 勝志 後藤 凌志 小林 豊 庄司六十四 菊池 光雄 及川 和男	(社)全国防災協会会長 依頼(岩手県内)	6月20日～ 22日	3日間	東日本大震災	岩手県沿岸南部地域	1	災害現地調査	派遣済み

No.	専門家名	派遣先	派遣月日		派遣要請概要				備考
			月日～月日	日間	被災要因 (派遣目的)	被災箇所 (派遣先所在地)	箇所数	主な工種	
10	金内 剛 森山 英一 相澤 嘉知	(社)全国防災協会会長 依頼 (宮城県内)	6月27日～ 29日	3日間	東日本大震災	宮城県沿岸南部地域	1	災害現地調査	派遣済み
11	金内 剛 相澤 嘉知	宮城県山元町	7月5日	1日間	東日本大震災	宮城県山元町	1	災害現地調査 (道路災害)	派遣済み
12	小野 重充 下田 和美	愛媛県松山市	8月30日	1日間	災害復旧事業講習会	愛媛県松山市	1	災害復旧工法	派遣済み
13	原 一儀	(社)中部建設協会	9月7日	1日間	災害復旧事業講習会	岐阜県岐阜市	1	災害復旧工法	派遣済み
14	村上 隆博	神奈川県防災協会	9月13日	1日間	災害復旧事業担当者 研修会	神奈川県横浜市	1	災害復旧事業	派遣済み
15	中村 肇	和歌山県日高川町	9月15日	1日間	台風第12号に伴う豪 雨	和歌山県日高川町	3	災害現地調査 (道路災害)	派遣済み
16	岡沢 文偉	(社)千葉県測量設計 業協会	9月22日	1日間	災害復旧研修会	千葉県千葉市	1	災害復旧事業	派遣済み
17	村上 隆博	神奈川県県土整備 局河川課	9月29日	1日間	台風第15号に伴う豪 雨	神奈川県厚木市	1	災害現地調査 (河川災害)	派遣済み
18	菊池 光雄 庄司六十四 及川 和男 津嶋 勇榮	(財)岩手県土木技術 振興協会	9月30日	1日間	東日本大震災	岩手県宮古市	1	災害現地調査 (道路災害)	派遣済み
19	村上 隆博	神奈川県県土整備 局河川課	10月22日	1日間	台風第15号に伴う豪 雨	神奈川県相模原市	1	災害現地調査 (河川災害)	派遣済み
20	村上 隆博	神奈川県県土整備 局技術管理課	10月31日	1日間	技術職員研修①	神奈川県横浜市	1	災害復旧事業	派遣済み
21	小林 豊	(社)関東建設弘済会	11月1日	1日間	災害復旧事業技術講 習会	東京都台東区	1	災害復旧工法	派遣済み
22	村上 隆博	神奈川県県土整備 局技術管理課	11月8日	1日間	技術職員研修②	神奈川県横浜市	1	災害復旧事業	派遣済み
要請機関 19機関 派遣回数 22回・25箇所 延べ派遣者日数 62名							25		

※ この他、平成23年11月13日より岩手県盛岡市内に岩手県 OB 技術専門家による相談所を開設し活動中。



北陸建設弘済会講習会 講師



東日本大震災現地調査 (岩手県)

別紙-2 平成23年度 水防専門家派遣実績 一覧表

(平成23年11月15日現在)

No.	派遣要請機関	派遣目的	派遣場所	派遣要請日	派遣者数	水防専門家名	備考
1	鳥取県県土整備部河川課	水防工法講習会	鳥取県米子市 (日野川右岸河川敷)	23.5.21	4名	永田 瑞穂、福田 洲夫 江角 俊明、大輝 勝	派遣済み
2	四国地方整備局徳島河川国道事務所	水防工法技術訓練	徳島県板野郡藍住町 (旧吉野川河川敷)	23.5.21	3名	武市 寛、高崎 信三 山本 邦一	派遣済み
3	四国地方整備局香川河川国道事務所	水防技術講習会	香川県丸亀市 (土器川垂水地先)	23.5.22	4名	山本 邦一、三好 規雄 三谷 健、山地 忠孝	派遣済み
4	滋賀県土木交通部流域政策局	水防研修会	滋賀県守山市 (ラフォーレ琵琶湖)	23.5.24	2名	裕永 正光、福井 保	派遣済み
5	兵庫県県土整備部河川整備課	水防工法訓練	兵庫県三木市 (県立広域防災センター)	23.5.27	2名	裕永 正光、福井 保	派遣済み
6	四国地方整備局徳島河川国道事務所	水防技術講習会	徳島県吉野川市 (吉野川河川敷)	23.5.27	1名	山本 邦一	派遣済み
7	茨城県水戸市消防本部	水防訓練	茨城県水戸市 (那珂川河川敷)	23.5.29	1名	渡邊 貞夫	派遣済み
8	埼玉県比企郡川島町	水防訓練	埼玉県比企郡川島町 (入間川河川敷)	23.5.29	1名	茂木 弘	派遣済み
9	山形県東置賜郡川西町 (消防本部)	水防講習会	山形県東置賜郡川西町 山形県南陽市宮崎地区 (最上川右岸河川敷)	23.5.29	1名	佐藤 努	派遣済み
10	山形県東置賜郡高島町 (消防本部)				1名	鈴木 好彦	派遣済み
11	(財)秋田県消防協会 湯沢市雄勝郡支部	水防訓練	秋田県湯沢市 (皆瀬川左岸河川敷)	23.5.29	2名	高橋 富男、浦部 康悦	派遣済み
12	四国地方整備局徳島河川国道事務所	水防工法技術講習会	徳島県阿波市 (吉野川河川敷)	23.6.3	3名	武市 寛、高崎 信三 山本 邦一	派遣済み
13	中国地方整備局出雲河川事務所	水防演習	島根県簸川郡斐川町 (斐伊川河川敷)	23.6.4	1名	江角 俊明	派遣済み
14	秋田県横手市	水防訓練	秋田県横手市 (雄物川右岸河川敷)	23.6.4	2名	浦部 康悦、黒沢 宇一	派遣済み
15	秋田県秋田市	水防訓練	秋田県秋田市 (雄物川右岸河川敷)	23.6.5	2名	浦部 康悦、黒沢 宇一	派遣済み
16	四国地方整備局那賀河川事務所	水防技術講習会	徳島県阿南市 (那賀川水系桑野川河川敷)	23.6.5	1名	山本 邦一	派遣済み
17	関東地方整備局河川部	水防技術講習会	埼玉県久喜市 (栗橋地先利根川右岸)	23.6.16 ~17	2名	茂木 弘、野中 清司	派遣済み
18	北陸地方整備局金沢河川国道事務所	水防工法技術研究会	石川県能美郡川北町 (取手川右岸)	23.6.20	4名	本田 武、井上 明 中田 進、野沢 寛	派遣済み
19	埼玉県児玉郡神川町	水防技術研修会	埼玉県児玉郡神川町 (神川町 B&G 海洋センター)	23.6.26	1名	茂木 弘	派遣済み
20	北海道開発局網走開発建設部	水防技術講習会	北海道北見市 (常呂川北見水防拠点)	23.6.27	1名	出蔵 諭	派遣済み
21	関東地方整備局荒川上流河川事務所	水防訓練	埼玉県東松山市 (都幾川河川敷)	23.7.6	1名	茂木 弘	派遣済み
22	岩手県県北広域振興局	水防訓練	岩手県久慈市 (平沢空中消火基地)	23.7.10	1名	井上 博泰	派遣済み

No.	派遣要請機関	派遣目的	派遣場所	派遣要請日	派遣者数	水防専門家名	備考
23	北海道開発局釧路開発建設部	水防技術講習会	北海道川上郡標茶町 (釧路川右岸)	23.7.25 ~26	1名	葛西 正喜	派遣済み
24	滋賀県犬上郡豊郷町	水防工法訓練	滋賀県犬上郡豊郷町	23.8.28	2名	裕永 正光、福井 保	派遣済み
25	滋賀県湖南市	滋賀県総合防災訓練	滋賀県湖南市 (平松 上の池)	23.9.4	1名	裕永 正光	派遣済み
26	四国地方整備局四国山地砂防事務所	水防工法学習	徳島県三好市 (四国山地砂防事務所)	23.9.8	1名	山本 邦一	派遣済み

派遣回数：26回 派遣機関：24機関

延べ派遣者日数：49名



秋田県湯沢市水防訓練講師 1



出雲河川事務所水防訓練講師 1



秋田県湯沢市水防訓練講師 2



出雲河川事務所水防訓練講師 2

協会だより

平成23年度 臨時総会及び災害復旧促進全国大会の 開催について（ご案内）

1. 日 時

平成23年12月5日(月) 13時～15時

また、賛助会員の方もなるべく多数、各会員5名程度ご出席頂ければ幸いです。

2. 場 所

東京都千代田区平河町2-7-4
砂防会館別館1F「淀・信濃」
電話 03(3261)8386

5. その他

(1) 地方代表意見発表

地方の代表者が、要望意見発表を行います。

(2) 大会要望決議採択

大会において災害復旧促進に関する要望決議を行い、国会及び政府関係方面に出来るだけ要望することとします。要望書は事務局が準備し当日お渡しします。

国会議員への要望は、昨年と同様各議員の出身又は関係のある都道府県の方に対応して頂く予定です。その予定のリストを同封しますので、修正事項等があればご連絡下さい。

なお、時間等の都合で対応が難しい場合は東京事務所の方の対応でも差し支えありません。

また、要望活動は極力当日の会議終了後お願いしますが、どうしても届けられなかったものは、翌週以降事務局に返却下さい。後日事務局が対応します。

国会議員以外の政府関係方面については事務局一任とさせていただきます。

3. 議事次第（案）

臨時総会

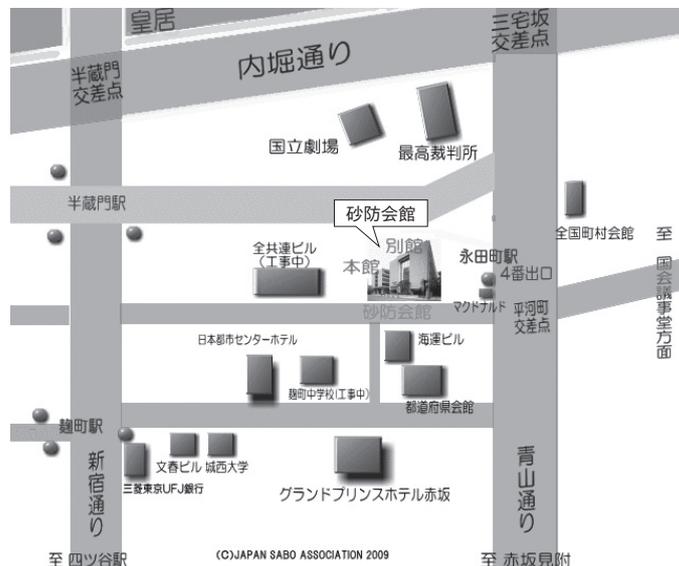
- (1) 開 会
- (2) 会長挨拶
- (3) 議長選出
- (4) 来賓挨拶
- (5) 平成23年発生災害の概要説明
- (6) 災害復旧及び防災功労者表彰

災害復旧促進全国大会

- (7) 地方代表意見発表
- (8) 大会要望決議採択
- (9) 閉 会

4. 出席人員

正会員につきましては、なるべく多数、各都道府県10名程度のご出席を頂ければ幸いです。



会場案内図

- 地下鉄 永田町駅
(有楽町線・半蔵門線・南北線)
4番出口 徒歩1分

協会だより

平成23年度 防災セミナー開催要領

1. 開催日 平成24年1月31日(火)
2. 会場 日本消防会館（ニッショーホール）
東京都港区虎ノ門2-9-16
TEL：03（3503）1486
3. 講義内容 別紙日程表（案）のとおり
4. 受講者数 500名程度（定員に達し次第締め切らせて頂きます。）
5. 申込締切 平成24年1月18日(水)
(定員に達し次第締切らせて頂きます。)
6. 受講費 ①1人 5,000円
及 び ②「受講票」受領の後、下の口座に
振込方法 お振込み下さい。
(お振込みは、講習会の前でも終了後でも構いません。)
また、当日、会場において現金でのお支払いも可能です。

みずほ銀行 新橋支店
普通預金 口座番号：1412439
口座名：社団法人 全国防災協会

7. 申込方法 申込用紙に必要事項を記入の上、当協会あて郵送、FAX 又はメール等でお申込み下さい。

なお、各都道府県の部署毎や市町村単独でのお申し込みも可能です。

また、申込書等については、当協会ホームページでもご紹介しております。

当協会ホームページ：

<http://www.zenkokubousai.or.jp>

8. 申込先 社団法人 全国防災協会
〒103-0011
東京都中央区日本橋大伝馬町3-11
パインランドビル5F
TEL：03-6661-9730
FAX：03-6661-9733
Eメール：
zenkokubousai@pop02.odn.ne.jp

9. 受講票等 受講者には、申込があり次第、「受講票」を代表責任者に一括送付しますので、参加の方にお渡し下さい。
ご要望があれば、箇所別にて送付いたします。
当日は「受講票」を忘れずに持参し、会場受付に提示して下さい。
10. CPD認定 本講習会は建設コンサルタンツ協会のCPDプログラムとして認定されております。
11. その他 ① 受講費等是不参加の場合でも返金致しかねます。但し、受講者の変更は差し支えありません。
② 講師の都合で日程等の一部変更もあり得ますので、ご了承下さい。



平成23年度「防災セミナー」日程表（案）

於：東京都港区 日本消防会館（ニッショーホール）

月日	時 間	講 義 内 容 等	講 師 等
平成 24 年 1 月 31 日	9：30～10：00	受 付	
	10：00～10：05	開講・主催者挨拶	(社)全国防災協会 会 長 陣 内 孝 雄
	10：05～10：15	来賓挨拶	国土交通省水管理・国土保全局 局 長 関 克 己
	10：15～11：00	東日本大震災 — 被災地「山元町」からの報告 —	宮城県山元町 町 長 斎 藤 俊 夫
	11：00～12：15	東日本大震災への対応について — 復旧・復興に向けて —	国土交通省東北地方整備局 企画部長 川 嶋 直 樹
	12：15～13：00	昼 食・休 憩	
	13：00～14：30	東日本大震災にみる命の分岐点 — 命を守る主体的姿勢を与えた 釜石市津波防災教育に学ぶ —	群馬大学広域首都圏防災研究センター長 群馬大学大学院工学研究科 教 授 片 田 敏 孝
	14：30～15：15	東日本大震災等をふまえた — 津波警報の改善の方向性について —	気象庁地震火山部地震津波監視課 津波予測モデル開発推進官 尾 崎 友 亮
	15：15～15：30	休 憩	
	15：30～16：15	平成23年 台風12号・15号等における — 土砂災害発生状況等について —	国土交通省砂防部砂防計画課 地震・火山砂防室長 山 口 真 司
16：15～17：00	巨大災害をふまえた国際的な防災対策の動き	(独)土木研究所 ユネスコ ICHARM 国際水防災研究監 廣 木 謙 三	

(注) 講義内容等については、平成23年11月15日現在（案）であり、今後変更される場合もあり得ます。

災害復旧工事の設計要領(平成23年版)

B5判 約1,140頁 上製本 頒価5,900円(消費税込み) 送料協会負担

「災害復旧工事の設計要領」(通称「赤本」)は、昭和32年に初版を発行して以来、平成23年版で55版を数えることとなります。

その間には、請負工事への転換、機械施工の進展、新工法・新技術の開発、電算化への移行等社会情勢の変化とともに、その都度内容の改正を行ってまいりました。

災害復旧事業は、被災後速やかに復旧することが事業に携わる者の使命であり、このためには、災害査定設計書を迅速かつ適確に作成する必要があります。

災害査定用歩掛は、文字通り災害査定設計書を作成するための歩掛であり、実施計画書との乖離が生じないようにとの配慮から、平成5年7月より土木工事標準歩掛に準拠したものとなっています。土木工事標準歩掛は、施工形態の変動への対応及び歩掛の合理化・簡素化の観点からの歩掛の改正・制定が毎年行われています。平成23年度の災害査定用歩掛の主な改正点は次のとおりです。

〔主な改訂内容の概要〕

(1) 歩掛について

災害査定用設計歩掛が準拠している土木工事標準歩掛(国土交通省)において、平成23年度は「機械土工(土砂)」など10工種の歩掛見直し等が行われた。

(2) 間接工事費について

共通仮設費、現場管理費の間接工事費率の大都市補正について、適用地区に相模原市が追加された。

本書の内容

第Ⅰ編 一般事項

- 第1章 総 則
- 第2章 工事費の積算
- 第3章 一般管理費等及び消費税相当額
- 第4章 数値基準
- 第5章 建設機械運転労務等
- 第6章 災害査定設計書記載例

第Ⅱ編 共通工

- 第1章 土 工
- 第2章 共通工
- 第3章 基礎工
- 第4章 コンクリート工
- 第5章 仮 設 工

第Ⅲ編 河 川

- 第1章 河川・海岸
- 第2章 河川維持工

第3章 砂 防

第4章 地すべり防止工

第Ⅳ編 道 路

- 第1章 舗 装 工
- 第2章 付属施設
- 第3章 道路維持修繕工
- 第4章 共同溝工

第Ⅴ編 その 他

- 第1章 伝統的な復旧工法(参考)
- 第2章 機械経費

第Ⅵ編 参考資料

- 第1章 設計資料
- 第2章 災害復旧における環境への取組について
- 第3章 災害復旧工法について

